

I. 艇または競技者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー

1. 違反に対するペナルティーを決定する裁量がプロテスト委員会にある場合、その範囲はゼロ点（ペナルティーなし）から DSQ（失格）までです。ペナルティーは、この「I.艇または競技者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー」に沿って決定されます。

ただし、艇が規則 2（公正な帆走）にも違反したことが明らかになった場合には、除外できない失格（DNE）が与えられます。

2. 裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。

3. ペナルティー決定の出発点は、表 1 と表 2 に与えられています。

表 1 には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティーのバンドが示されています。

表 2 は、表 1 に挙げられていない規則違反に対するバンドを決める際に用いられます。表 1 にバンドの範囲が示されている場合には、その範囲の中でバンドを決める際にも表 2 が用いられます。

4. ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられます。

| | | |
|---------|----------|----------|
| バンド 1 : | 0 – 10% | (中点 5%) |
| バンド 2 : | 10 – 30% | (中点 20%) |
| バンド 3 : | 30 – 70% | (中点 50%) |
| バンド 4 : | DSQ | |

5. まず、表 1 と表 2 を用いて、どのバンドに相当するかを決定します。決定したバンドの中点をペナルティー決定の出発点とします。次に、バンド内でのペナルティーの増減やバンドの増減が必要な要素があるか否かを決定します。

6. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。

- (a) 違反は偶発的であったか。
- (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
- (c) 競技者は、基本原則「スポーツマンシップと規則」に従って自ら違反を報告したか。
- (d) その艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。

7. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。

- (a) 違反は繰り返されたか。
- (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
- (c) 競技者は、違反を隠そうとしたか。
- (d) 誰かに迷惑をかけたか。

8. プロテスト委員会は、6 と 7 以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。

第 15 回全日本ブラインドセーリング選手権

9. ペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。
- (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはない。
 - (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
 - (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される（ただし、規則 64.4(c)に基づく場合を除き、有効な抗議がなされたレースに限る）。
 - (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。
10. 裁量ペナルティーを適用する場合の判決、または、規則 64.6 に基づいて裁量ペナルティーが決定された場合にはその掲示には、以下のような記述が含まれます。
- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点を xx%と決定した。」
 - (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシー-xx に基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
 - (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシー-xx に基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
 - (d) 「（第 x レース / x 日の全てのレース）において、艇 x に、xx%のペナルティーを課す。」

表 1 艇による規則違反と対応するバンド

| | | |
|-----------------|-------------------------------|---|
| NoR 1.2) | JBSA 安全委員会作成「JBSA 事故防止対策特別規則」 | |
| | 当該規則に従わなかった | 3 |
| NoR 1.4) | ブラインド全日本選手権感染症対策 | |
| | 当該規則に従わなかった | 2 |
| NoR 3 | チームの構成 乗員の役割 | |
| | 当該規則に従わなかった | 2 |
| NoR 7 | レース艇 | |
| | 当該規則に従わなかった | 3 |
| NoR 13 SI 17 | リスク・ステートメント：責任の所在 艇の状態報告 | |
| | 出艇前報告をしなかった | 1 |
| | 帰着後報告をしなかった | 2 |

第 15 回全日本ブラインドセーリング選手権

| | | |
|-------|---|-----|
| | 安全(ライフジャケットの着用) (SIs 17) | |
| | ライフジャケットを着用していなかった | 4 |
| | 着用していたが、着替えなどで一時的に着用していなかった | 1 |
| SI 4 | レース旗 | |
| | 掲揚してなかった | 2 |
| | 掲揚していたが、作業のため一時的に外していた、もしくは飛ばされるなどで失われた | 1 |
| SI 19 | 艇の調整の制度 | |
| | 認められた事項以外の調整を行った | 3 |
| SI 20 | サイトッドスキッパーの義務 | |
| | 出廷、着底の申告 (Sie 20.1) | |
| | 出艇申告しなかった | 1 |
| | 帰着申告しなかった、または遅れた | 1-2 |
| | 捜索が発動した、または発動しても不思議ではなかった | 4 |
| | 艇体及び備品の損傷、紛失の報告 | |
| | ピンク期の掲揚をしなかった | 1 |
| | レース委員会に直ちに報告をしなかった | 2 |
| | 報告後のレース委員会からの指示に従わなかった | 3 |
| 規則 47 | ゴミの処分 | |
| | 故意にゴミを水中に捨てた | 4 |

表 2 艇の違反に対するペナルティーを決定するための一般的な質問と対応するバンド

| | |
|--|-----|
| 危険を及ぼす可能性があったか？ | |
| 及ぼさなかった。可能性もなかった。 | 1 |
| 及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 及ぼした。 | 4 |

第 15 回全日本ブラインドセーリング選手権

| 艇は、競技上の有利を得なかったことを証明できたか？ | |
|---|-----|
| 証明できた。 | 1 |
| 証明できなかった：有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 証明できなかった：有利を得た。 | 4 |
| スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？ | |
| 無い。 | 1 |
| 懸念されるが確かではない。 | 2-3 |
| 可能性がある。（プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する） | 4 |
| 損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？ | |
| 無かった。 | 1 |
| 可能性はあったが、引き起こさなかった。 | 2-3 |
| 引き起こした。 | 4 |

II. 支援者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー

1. 全般

審問の当事者である支援者が規則（規則 69.1(a)を含む）に違反したとプロテスト委員会が判定した場合、規則 64.5 に基づき、その支援者に対するペナルティーに加えて、特定の状況においては、その支援者が支援する艇にもペナルティーが課されることがあります。この場合の支援者と艇へのペナルティーは、規則 64.5 に基づき、いずれもプロテスト委員会の裁量で決定されます。本大会のプロテスト委員会は、その裁量ペナルティーをこの「II. 支援者の違反に対する 裁量ペナルティーポリシー」に沿って決定します。

裁量ペナルティーは、予め決められた標準ペナルティーを単純に与えるものではありません。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、状況に応じて調整されます。共通した基本的な考え方は、違反に対して先ずペナルティーの出発点を決定し、次に状況に応じてペナルティーを増減するというものです。

支援者が違反したかもしれない規則が規則 69.1(a)（不正行為）である場合には、プロテスト委員会は規則 69.2 に従って処置をします。

2. 支援者に対するペナルティーの出発点

II.1. ペナルティーは次の 5 つのレベルに分けられます。

レベル 1： 警告

レベル 2： その支援者を 1 レース以上、出艇させない

レベル 3： その支援者を 1 日以上、出艇させない

レベル 4： その支援者を 1 日以上、大会会場に入れない

レベル 5： 以下の 2 つのいずれかまたは両方

- その支援者を残りの大会期間中、大会会場に入れない。
- 規則 69（不正行為）に基づく処置をする。

II.2. ペナルティー決定の出発点は、表 3 と表 4 に与えられています。

表 3 には、具体的な個々の規則違反に対するペナルティーのレベルが示されています。ただし、表 3 に示されていても、今大会に適用される規則（SI4.1 と規則 69.1 を含む）のいずれにも違反していない場合は、ペナルティーは無しと決定されます。

表 4 は、表 3 に挙げられていない規則違反に対するレベルを決める際に用いられます。表 3 にレベルの範囲が示されている場合には、その範囲の中でレベルを決める際にも表 4 が用いられます。

3. 艇に対するペナルティーの出発点

3.1. ペナルティーは次の 4 つのバンドに分けられます。

バンド 1： 0 - 10%（中点 5%）

バンド 2： 10 - 30%（中点 20%）

バンド 3： 30 - 70%（中点 50%）

バンド 4： DSQ

3.2. 規則 64.5(b)(2)に基づく警告を艇が受けた後に支援者がさらなる違反を犯した場合は、表 4 を用いて決定されたバンドの中点を、ペナルティー決定の出発点とします。

第 15 回全日本ブラインドセーリング選手権

3.3. 3.2 以外の場合は、表 4 の 1 つ目の質問だけを用いてバンドを決定し、決定したバンドの一つ下のバンドの中点をペナルティーの出発点とします。バンド 0 (ゼロ) が出発点となった場合は、艇へのペナルティーは無し (ゼロ点) と決定されます。

4. 支援者および艇に対するペナルティーの決定

4.1. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは軽減されることがあります。

- (a) 違反は偶発的であったか、または、回避できなかったか？
- (b) 違反せざるを得ない事情や尤もな理由があったか。
- (c) その支援者が支援している艇の乗員や支援者以外の者が、その違反に寄与したか。
- (d) その支援者は違反を認め、調査に貢献したか？

4.2. 以下の質問に対する答えが「はい」の場合、ペナルティーは加重されることがあります。

- (a) 違反は繰り返されたか。
- (b) 違反は、判断ミスや不注意ではなく、意図的であったか。
- (c) その支援者は、違反を隠そうとしたか。
- (d) 誰かに迷惑をかけたか。

4.3. プロテスト委員会は、4.1 と 4.2 以外のことを考慮してペナルティーを増減することがあります。

4.4. 艇に対するペナルティーを決定した後は、以下に基づき得点が与えられます。

- (a) 得点は、DSQ の得点より悪くはならない。
- (b) パーcentageペナルティーは、小数点以下第 2 位を四捨五入する。
- (c) 違反が艇の性能に影響した場合、影響したその日の全てのレースにペナルティーが課される (ただし、有効な抗議がなされたレースに限る) 。
- (d) 違反が艇の性能に影響していない場合、規則 64.2 に定められている通り、ペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近く帆走したレースに課される。

5. 判決の記述

裁量ペナルティーを適用する場合の判決には、以下のような記述が含まれます。

- (a) 「裁量ペナルティーポリシーに基づき、出発点を xx と決定した。」
- (b) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを軽減した。」または「ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。」
- (c) 「●●であったので、裁量ペナルティーポリシーxxに基づき、ペナルティーを加重した。」または「ペナルティーを加重すべき事情はなかった。」
- (d) 「(第 x レース / x 日の全てのレース) において、艇 x に、xx%のペナルティーを課す。」または「(支援者の氏名) に、以下のペナルティーを課す： ●●●●●● (ペナルティーの内容の記述)」

第 15 回全日本ブラインドセーリング選手権

表 3 支援者による規則違反と対応するレベル

| 安全 | |
|--|-----|
| 全ての安全装備を搭載していなかった | 2-4 |
| 乗艇する全員分の十分なライフジャケットを搭載していなかった | 3-5 |
| 警告に従わなかった | 4-5 |
| ライフジャケットを着用していなかった、または、支援者ではない乗員がライフジャケットを着用していなかった | 1-3 |
| 警告に従わなかった | 3-4 |
| 水上においてキルコードを装着していなかった | 1-3 |
| 警告に従わなかった | 3-5 |
| 適切な保険に加入していなかった | 3-5 |
| 指定されたドライバーが、モーターボートの運転免許証を持っていなかった | 3-5 |
| 認められていない人員が乗艇していた | 2-4 |
| 機器、機器の一部、ブイ、標識、または同様の物品を水中に放置した | 3-5 |
| 指示された通りに識別を表示していなかった | 2-4 |
| 制限速度を含む地元ハーバーの規制を順守しなかった | 1-5 |
| 不適切な行動、危険な行動、または競技の公平性または安全性に影響する行動に関与した | 3-5 |
| セーリング会場と制限区域 | |
| 進水または着岸のために指定されたエリアを使用しなかった | 1-2 |
| 禁止された区域に駐車またはトレーラーを置いたままにした | 1-2 |
| 未登録の支援艇 | 3-5 |
| 立ち入り禁止区域の外に留まらなかった、または、指定区域内に留まらなかった | 3 |
| その結果、レース中の艇に影響を与えた | 3-5 |
| レース中の艇の近くで引き波を最小限にしなかった | 1-3 |
| 故意にゴミを水中に捨てた | 3-5 |
| 電子機器と通信 | |
| VHF ラジオ、タブレット、携帯電話、またはその他の通信機器の不正使用 | 2-5 |
| VHF を介した不適切な通信（RC への妨害） | 1-2 |
| 冒とく的な表現または口汚い表現（RC、TC、OA、PC または他の支援者に対して） | 1-5 |
| 許可なくドローンを操作した | 2-5 |
| 技術的ドーピング：情報（気象など）、ハードウェア（艇体など）、競技者などのパフォーマンスを向上させるために非倫理的な方法や技術を使用した | 2-5 |
| その他 | |
| その他の指示に従わなかった | 1-4 |
| レースオフィシャルからの合理的な要求に応じなかった | 1-5 |

第 15 回全日本ブラインドセーリング選手権

表 4 支援者の違反に対するペナルティーを決定するための一般的な質問と、対応するレベル／バンド

| | |
|--|-----|
| その支援者が支援している艇は競技上の有利を得たか？ | |
| 有利を得なかった。可能性もなかった。 | 1 |
| 有利を得る可能性はあったが、得なかった、または得たか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 有利を得た。 | 4 |
| 危険を及ぼす可能性があったか？ | |
| 及ぼさなかった。可能性もなかった。 | 1 |
| 及ぼす可能性はあったが、及ぼさなかった、または及ぼしたか否か明らかではない。 | 2-3 |
| 及ぼした。 | 4 |
| スポーツや大会の名誉を傷つける可能性があるか？ | |
| 無い。 | 1 |
| 懸念されるが確かではない。 | 2-3 |
| 可能性がある。(プロテスト委員会は規則 69 に基づく審問召集を検討する) | 4 |
| 損傷や傷害を引き起こす可能性があったか？ | |
| 無かった。 | 1 |
| 可能性はあったが、引き起こさなかった。 | 2-3 |
| 引き起こした。 | 4 |

2022 年 10 月 21 日
 プロテスト委員長
 古川裕之